

令和 7 年度

第 15 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 7 年 2 月 26 日

芽室町教育委員会

会議録

令和7年2月26日第15回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階応接・会議室で開催した。

○開会時間 13時58分

○閉会時間 15時18分

○出席委員 委員 福井栄子
委員 松久大樹
委員 土井楳悟

○欠席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏

○出席職員 教育長 程野仁
教育推進課長 坂口勝己
生涯学習課長 江崎健一
教育推進課課長補佐 清末有二
教育推進課給食センター長 側瀬美和
生涯学習課図書館長 藤澤英樹
教育推進課教育推進係長 林宏明
教育推進課教育総務係長 金須智秋
生涯学習課社会教育係長 藤村学
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森祐之
生涯学習課社会教育係主任 中島華子

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 31 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第 5 報告第 32 号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第 6 報告第 33 号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
- 日程第 7 報告第 34 号 冬季図書館繰上開館実施結果の件
- 日程第 8 議案第 49 号 令和 6 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第 9 議案第 50 号 令和 6 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第 10 議案第 51 号 令和 7 年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）
- 日程第 11 議案第 52 号 令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 12 議案第 53 号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 13 報告第 54 号 芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件
- 日程第 14 報告第 55 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件
- 日程第 15 報告第 56 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 4 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第 15 回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議は、9 件の非公開の日程がございますので、非公開の決定を事前にお願いします。

日程第 4 報告第 31 号芽室町奨学金貸付の件、日程第 5 報告第 32 号区域外就学認定の件、日程第 6 報告第 33 号就学指定校変更（学校選択）認定の件、日程第 8 議案第 49 号令和 6 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件、日程第 9 議案第 50 号令和 6 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 1 号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第 11 議案第 52 号令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件、日程第 12 議案第 53 号条例改正（芽室

町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件、日程第15 報告第56号令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件については、芽室町教育委員会会議規則12条第4号に規定する、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長　日程第10 議案第51号令和7年度芽室町教育行政執行方針の件については、芽室町教育委員会会議規則第12条第6号に規定する、その他公開することにより、教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長　以上、9件の非公開を決定いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は土井楨悟委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長　日程第2「前会議録の承認」についてであります、質疑等ござりますか。よろしいですか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長　前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長　日程第3「教育長の報告」について、私から特にありませんので、各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長　1ページ、(1)教育推進課所管事業の主なものについて、御報告させていただきます。

1月30日と2月18日に「めむろ未来学郷育・夢育講座」が上美生中学校と芽室西中学校で開催され、教育長が講師として各校の生徒に向けて講演を行っております。

1月31日開催の芽室町議会厚生文教常任委員会において、令和7年度教育推進課の所管事業の調査があり、フッ化物洗口導入、指導主事配置、奨学金返還支援、スクールライフアドバイザー複数配置、中学校用タブレット端末更新、学校給食費保護者負担金について説明しております。

2月6日に、令和7年度当初人事に係る教育長協議が実施され、十勝教育局と一般教職員人事異動について二次協議を行っております。3月上旬に内示される予定です。

2月15日に、次期学校配置計画に係る地域住民との意見交換会として、上美生小中学校校区の住民の皆さんと意見交換を行っております。今後は、3月6日に芽室南小校区の小学生以下の保護者の皆さんを対象とした座談会の実施を予定しております。

教育推進課は以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 2ページ目になります。1月30日に、土井楨悟委員のスケート教室を実施しております。2月12日、2月14日、2月17日、2月18日に芽室西中学校でゲートボール授業を実施させていただきました。2月13日に第6回社会教育委員会議の中で、文化賞・スポーツ賞の受賞者の決定をしていただいたところでございます。

2月15日、めむろ雪中スポーツ祭を十勝スカイアースの協力を得て実施したところでございます。

生涯学習課は以上です。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

◎日程第4「報告第31号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第4「報告第31号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第5「報告第32号 区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第5「報告第32号 区域外就学認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第6「報告第33号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第6「報告第33号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第7「報告第34号 冬季図書館繰上開館実施結果の件」

○程野教育長 日程第7「報告第34号 冬季図書館繰上開館実施結果の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 報告第34号冬季図書館繰上開館実施結果の件について、担当の図書館長より説明いたします。

○程野教育長 図書館長。

○藤澤図書館長 それでは、13ページをお開きください。実施結果についてでございます。

目的としましては、小中学生の長期休業中の居場所づくり、それと利用促進ということで行いました。

今年度に関しましては、令和6年12月25日から令和7年1月13日までの、休みを除いて12日間行ったところです。令和5年度から実施しておりますので、令和5年度と6年度の比較を、4統計の表の中に記載したところでございます。

5番、実施総括といたしまして概要を書いております。概要につきましては、小中学生の利用というところで見ますと微増ではあるのですが、小中学生の9時台の利用のない日が12日中に6日間ということになっております。活動ということで見ますと午前11時台、それから午後の2時台というのが多い時間帯という数値になっております。

この繰上げ開館は9時から行っておりますが、主な利用層は成人層でございます。日頃から頻繁に使われている一般の方が便利だということで使われていたというような結果が多くなっています。

6番、今後についてですけれども、2年間、夏、冬で行ってきましたが、今後の実施については主旨を鑑みて検討いたします。繰上げ期間中の木曜日につきましては、通常の20時までのところを19時まで開館してきたところでございます。この辺も併せながら、令和7年度中に繰上げ開館の方向性と夜間開館の方向性を検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○程野教育長 本件について報告がありましたが、質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 利用者数のカウントは、貸出数でしか見られないと思いますが。

○藤澤図書館長 人数と冊数の両方で見ております。

○松久委員 要はカードを通さないと、そこでしかカウントできないですね。例えば、うちの娘は図書館を日々利用するのですけれども、特に本は借りないで場所として使わせてもらっているので、そこはきっとこの数字にはあらわれてこないと思うのですけれども、ただ非常に有効に活用させてもらっているようには見受けられるので、なかなか難しいですが、来た人に小学生ですか、中学生ですかと聞くのも難しいと思いま

すけれども、ここにあらわれてこない利用の実態があるのかなというふうには思っております。

○藤澤図書館長 委員御指摘のとおり、例えば大人の方でも新聞を読まれる方だとか、子どもだと閲覧だけしているという方も、もちろんいらっしゃって、これはカウントに入っていないところでございます。これまで利用者の統計に、10時から18時までの統計にも入っていないところでございます。

ただ早朝の開館につきましては、閲覧や勉強のみの方は感覚としてはそれほど多くはないかなという、感じではあると思います。

○土井委員 明治北海道十勝オーバルでは、カウントするのが大変なので小学生用の利用カウンターみたいなのを押して入っていくというのというのをやっておりましたね。

○程野教育長 繰上げ開館について、来館者の声でもいいので何か届いていることはありますか。

○藤澤図書館長 一般の割と年齢の高い方から、繰上開館が良かったと感謝の声が届いております。

○程野教育長 繰上開館の方が良いという声ですか。

○藤澤図書館長 はい。

○程野教育長 やはり早朝に来たいという、そうした声も多いということですね。この後分析して、今後の対応を考えていきたいと思います。

本件について、その他質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、報告のとおり承認いたします。

◎日程第8「議案第49号 令和6年度芽室町文化賞等受賞者決定の件(非公開)」

○程野教育長 日程第8「議案第49号 令和6年度芽室町文化賞等受賞者決定の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第9「議案第50号 令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件(非公開)」

○程野教育長 日程第9「議案第50号 令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第10「議案第51号 令和7年度芽室町教育行政執行方針の件(非公開)」

○程野教育長 日程第10「議案第51号 令和7年度芽室町教育行政執行方針

の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○日程第 11「議案第 52 号 令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 11「議案第 52 号 令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○日程第 12「議案第 53 号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 12「議案第 53 号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○日程第 13「議案第 54 号 芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件」

○程野教育長 日程第 13「議案第 54 号 芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 161 ページ、議案第 54 号について、御説明いたします。

本件につきましては、今ほど御説明いたしました芽室町奨学金貸付条例の一部改正に伴い、新たに「芽室町奨学金返還支援助成金交付規則」を制定しようとするものであります。

内容につきましては、本日お配りした関係資料の 10 ページを御覧ください。

第 1 条の趣旨では、「芽室町奨学金貸付条例」の一部改正に伴い、奨学金償還支援について助成金を交付することにしたことから、必要な事項をこの規則で定めるようとするものであります。

第 2 条は「対象となる奨学金」について、第 3 条は「交付対象者」を本町居住 2 年以上とすること等の条件について、第 4 条は「助成金の額」を償還金の 2 分の 1 以内とすること等について、11 ページにお進みいただき、第 5 条は「助成金の交付対象期間」は 6 年を限度にすること、公務員については 3 年を限度とすることについて、第 6 条以降は交付申請等の手続きについて、それぞれ定めるものであります。

附則として、この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 14 「議案第 55 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 14 「議案第 55 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 162 ページ、芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正について、御説明いたします。

本日お配りした関係資料の 13 ページを御覧ください。

先ほど御説明しました、芽室町奨学金貸付条例の一部改正に伴い、償還金の免除規定の廃止及び償還方法の変更に伴う文言の整理のほか、申請者の負担軽減のため、申請に係る事務手続きを見直そうとするものであります。

内容について新旧対照表で御説明しますので、15 ページを御覧ください。

申請に係る事務手続きの見直しに係る事項の説明は省略いたします。

第 8 条は「償還の通知」に関する事項で、条例で償還方法を年 1 回 12 月から 9 月と 2 月の年 2 回に変更するため、奨学生への返還計画の通知を、現行の毎年 11 月末を 8 月末に変更しようとするものであります。

16 ページ、現行の第 9 条では奨学金の免除規程が廃止となることからの削除であります。なお、現行の第 9 条の削除に伴い、改正案ではこれ以降の条の数が変更しております。

17 ページ、附則として、この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

18 ページを御覧ください。

貸付申請に当たって書類提出の様式改正であります。第 1 号様式は「奨学金貸付申請書」で改正案では口座振替依頼書を兼ねたものであります。

19 ページにお進みいただき、第 3 号様式につきましては第 1 号様式の見直しに伴い削除するものであります。

20 ページ、第 5 号様式は「借用書」と「誓約書」を兼ねる様式したことから、21 ページの、現行の「誓約書」は変更に伴い削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 では、本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 15「議案第 56 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 15「議案第 56 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程について、お願ひします。

○事務局 今後の日程になります。3月 17 日、月曜日 16 時から臨時の教育委員会会議を開催いたします。なお、定例につきましては、3月 26 日、水曜日 16 時からお願ひいたします。

退任、転任、就任、校長教頭激励会なのですけれども、昨年は会議室 7 で行わせていただいていたのですけれども、今回からは、飲食を伴うものに変えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。場所はつぼ八芽室店を予定しています。

その他になります。3月 14 日、21 日、24 日は各小中学校の卒業式となっております。4月 3 日木曜日 13 時 30 分から、芽室町立小中学校教職員辞令伝達式を中央公民館 2 階講堂で行います。18 時からになりますが令和 6 年度は、中央公民館でお弁当などを出していたのですけれども、こちらも今回からお店のほうに変えまして実施させていただきたいと思います。場所は鳥せい芽室店を予定しております。4月 8 日、9 日については、各小中学校の入学式ということでお願ひいたします。お手元のところに、祝辞も配らせていただきました。

私からは以上になります。

○程野教育長 祝辞もお配りしましたが、たたき台ということですので、それぞれ個性を生かして多いに語っていただいて結構ですので、よろしくお願ひいたします。

以上で、第 15 回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 土 井 槟 悟